

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告期間：

令和7年1月6日（月）～1月31日（金）

- 1月24日（金）までの早期提出にご協力をお願いします。
- eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告を推進してします。

《お知らせ》

1. 申告について

資産の増減や異動の有無に関わらず、申告をお願いいたします。

2. 農耕用の小型特殊自動車について

乗用田植機やトラクタなどの小型特殊自動車は軽自動車税の対象です。償却資産申告の対象とはなりません。 ➡ 2ページ

3. 農耕用トレーラーについて

農耕用トレーラーにかかる税金が変更になりました（令和3年度より）。
規制緩和により公道の走行が可能になったことを受け、農耕用トレーラーは、軽自動車税（種別割）の対象となりました。
農耕用トレーラーをお持ちの方は、償却資産申告書から除却し、税務課にて軽自動車税（種別割）申告を行ってください。 ➡ 2ページ

提出・問い合わせ先

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
紫波町 企画総務部税務課 資産税係
電話 019-672-2111（内線 2271）

日頃より、町の税務行政へのご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
償却資産の申告時期となりました。本手引きをご覧になり、期日までに正しく申告されるよう、よろしくお願いいたします。

償却資産申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産（事業用資産）も課税の対象です。
毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を申告していただくことになっており（地方税法第383条）、この申告に基づき、固定資産税（償却資産）が課税されます。

もくじ

お知らせ	表紙
償却資産の申告について.....	1
1 償却資産とは.....	2
1-1 償却資産とは.....	2
1-2 償却資産の種類.....	2
2 償却資産申告の対象.....	3
2-1 申告が必要な方.....	3
2-2 申告の対象となる資産.....	3
2-3 申告の対象とならない資産.....	3
3 申告手続き.....	4
3-1 提出の方法.....	4
3-2 申告書の作成方式.....	5
3-3 提出書類.....	5
4 税額の算出.....	5
4-1 固定資産税（償却資産）の課税.....	5
4-2 償却資産の評価額の計算方法.....	5
4-3 税額の計算方法.....	6
4-4 税額の計算例.....	6
償却資産の具体例及び耐用年数.....	7
償却資産 耐用年数に応ずる減価率（抜粋）.....	8
所得課税（所得税・住民税の事業所得、法人税等）との違い.....	8

1 償却資産とは

1-1 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産を指し、税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産のことをいいます。

1-2 償却資産の種類

償却資産の種類と具体的な例は、下表のとおりです。

1 構築物	構築物	路面舗装コンクリート、アスファルト、フェンス など
	建物付属設備	受変電設備、電源設備、その他建築設備、内装 など
2 機械及び装置		農業用機械 {田植機（歩行型）・管理機など }、林業用機械、理容業用機械、厨房設備、太陽光発電設備 など ※
3 船舶		ボート、釣り舟 など
4 航空機		飛行機、ヘリコプター など
5 車両及び運搬具		自転車、大型特殊自動車 など ※
6 工具・器具及び備品		パソコン、陳列ケース、応接セット、レジスター、測定工具 など

※自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるものは対象外です

● 軽自動車税（種別割）との区分

小型特殊自動車に該当するものは、使用する・しないに関わらず、軽自動車税（種別割）の申告が必要です。申告していないものがある方は、早急に税務課にて手続きを行ってください。

種類		大きさ			最高速度	税の種類
		長さ	幅	高さ		
農耕作業用	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 （スピードスプレーヤーなど） 刈取脱穀作業車（コンバイン） 乗用田植機 農耕用トレーラー ※ （ペーラーなど）	制限なし			35km/h 未満	【小型特殊自動車】 軽自動車税（種別割） （年税額 2,400 円）
					35km/h 以上	【大型特殊自動車】 固定資産税（償却資産）
農耕用以外	草刈作業車 フォークリフト ショベルローダ（バックホー） ロータリ除雪自動車 林内作業車、原野作業車 など	4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	15km/h 以下	【小型特殊自動車】 軽自動車税（種別割） （年税額 5,900 円）
		上の大きさ・最高速度のうち どれかひとつでも超えるもの				【大型特殊自動車】 固定資産税（償却資産）

※ 農耕用トレーラーについて

農耕用トレーラーは公道の走行が可能となったことを受け、農耕用トレーラーにかかる税金は、固定資産税（償却資産）から軽自動車税（種別割）に変更となりました（令和3年度より）。

お持ちの方は償却資産から除却し、軽自動車税（種別割）申告を行ってください。

2 償却資産申告の対象

2-1 申告が必要な方

紫波町内に事業用の償却資産を所有されている方です。

令和7年1月1日現在、紫波町内に所有する資産について申告していただきます。

廃業・合併・転出等の異動があった方は、申告書備考欄にその旨を記入してください。

合併、経営移譲や相続により所有者の住所・氏名（名称）が変更になった場合は、二重線で修正してください。

2-2 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要です。

- (1) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (4) 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- (5) 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼動していない資産）
- (6) 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
- (7) 改良費（資本的支出に該当するものは、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して取り扱う。）
- (8) 割賦取引で購入した資産（所有権移転リースなど、実質的に割賦販売とみなされるリース資産を含む。）
- (9) 耐用年数が1年未満又は取得価額が20万円未満のものでも、個別に減価償却をしているもの
- (10) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却しているもの

※ 具体例や耐用年数については、7ページを参照してください。

2-3 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税または軽自動車税の課税対象となるべきもの
（例：普通車、軽四輪車、二輪車、乗用田植え機・フォークリフト等で小型特殊自動車に分類されるもの※2ページ参照）
- (2) 無形固定資産（例：特許権、鉱業権、ソフトウェア等）
- (3) 繰延資産（例：創業費、開業費、開発費等）
- (4) 果樹、馬、牛、その他生物（ただし、観賞用、興行用のものは申告の対象になります。）
- (5) 取得価格が10万円未満又は耐用年数が1年未満の償却資産について、税務会計上一時に損

金又は必要経費に算入しているもの

(6) 取得価格が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却をしているもの

(7) リース資産（平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたファイナンスリース等で取得価額が 20 万円未満のもの）

◆少額減価償却資産等の取り扱い

償却方法	取得価額			
	10 万円未満	10 万円～ 20 万円未満	20 万円～ 30 万円未満	30 万円～
一時損金算入	申告対象外			
一括償却（3 年均等）	申告対象外			
リース資産 （ファイナンスリース）	申告対象外		申告対象	
中小企業特例	申告対象			
個別減価償却	申告対象			

3 申告手続き

3-1 提出の方法

提出期限： 令和 7 年 1 月 31 日（金）

1 書面での提出

提出先： 紫波町 税務課 資産税係

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1 紫波町役場 2 階

開庁時間： 8：30～17：15（月曜のみ 19：00 まで延長、月曜が祝日の場合は翌日）

※土日祝日の開庁はありません。

● 郵送で提出する場合

申告書の控えが必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

● 直接お持ちになる場合

混雑緩和のため、1 月 24 日（金）までの早期提出にご協力をお願いいたします。

2 インターネットを利用した電子申告

地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用することで、償却資産の申告手続きをオフィス等のパソコンから行うことができます。

詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

3-2 申告書の作成方式

1 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただきます。申告書下部の「評価額（ホ）、決定価格（ハ）、課税標準額（ト）」は、町で計算しますので記入不要です。

2 自社電算方式

1月1日現在、紫波町内に所有している全ての資産について、事業者側で「評価額（ホ）、決定価格（ハ）、課税標準額（ト）」を計算した上で申告していただきます。

3-3 提出書類

(1) 令和7年度償却資産申告書

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

- 記入方法は、別紙の記載例をご覧ください。
- 様式は、町ホームページでも公開しています。

4 税額の算出

4-1 固定資産税（償却資産）の課税

区分	説明
納税義務者	1月1日現在における償却資産の所有者
課税標準額	1月1日現在の価格で償却資産課税台帳に登録された価格を指します（1,000円未満切捨て）。
免税点	償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合、固定資産税は課税されません。
税率	100分の1.4
税額	課税標準額×税率（100円未満切捨て）
納期	年4回（4月・7月・12月・翌年2月）
罰則及び追徴	正当な事由なく申告をしなかった場合、又は虚偽の申告をした場合は罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足税額を徴収することがあります。

4-2 償却資産の評価額の計算方法

申告された資産を1個又は1組毎に、取得時期、取得価額及び耐用年数を基礎として資産の評価額を算出します。評価額は次の算式により求めます。

(1) 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産（前年中に取得した分）

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{(1 - \text{減価率} r / 2)} = \boxed{\text{令和7年度評価額}}$$

※評価額の計算上、取得時期に関わらず半年分の減価があったものとして考えます。

(2) 令和6年1月1日以前に取得した資産（前年前に取得した分）

$$\boxed{\text{令和6年度評価額}} \times \boxed{(1 - \text{減価率} r)} = \boxed{\text{令和7年度評価額}}$$

※ 減価率は、8ページを参照してください。

◆ 評価額の最低限度

計算の結果、評価額が取得価額の5%を下回った場合は、取得価額の5%が評価額となります。

例えば、取得価額が100万円の償却資産の場合は、5万円が評価額の最低限度額となります。

4-3 税額の計算方法

町内に所有する資産の価額を合計したものを課税標準額とし、次の計算で税額を算出します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ \text{(千円未満切捨て)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率} \\ \text{(1.4\%)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{税額} \\ \text{(百円未満切捨て)} \end{array}}$$

4-4 税額の計算例

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和7年度評価額
路面舗装 (コンクリート)	R6.12	3,000,000円	15年	0.142	$3,000,000 \times (1 - 0.142 \div 2)$ = <u>2,787,000円</u>
パソコン	R5.10	100,000円	4年	0.438	≪R6年度評価額: $100,000 \times (1 - 0.438 \div 2)$ = <u>78,100</u> ≫ $78,100 \times (1 - 0.438)$ = <u>43,892円</u>
厨房設備一式	H27.5	1,500,000円	8年	0.250	≪R6年度評価額: <u>98,547</u> ≫ $98,547 \times (1 - 0.250)$ = <u>73,910</u> →最低限度額(取得価額の5%(この例では75,000円))を下回るため、 評価額は <u>75,000円</u>
評価額の合計(決定価格)					<u>2,905,892円</u>

↓
課税標準額(千円未満切捨て)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ \text{(千円未満切捨て)} \\ 2,905,000 \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率} \\ 1.4\% \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{固定資産税額} \\ 40,670 \end{array}} \rightarrow \boxed{\begin{array}{c} \text{(百円未満切捨て)} \\ \text{→ 40,600円} \end{array}}$$

償却資産の具体例及び耐用年数

() 内は標準的な耐用年数

<p>1 構築物</p> <p>路面舗装コンクリート (15)・アスファルト (10) 門・塀ブロック (15) フェンス (10) 広告塔金属製 (20) 側溝 (15) 屋外給排水・ガス引込み設備 (15) 屋外浄化槽 (15) 屋外受水槽・貯水槽 (15) 自転車・自動車置場 簡易なもの (10) 農林業用構築物〔コンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの (17) 金属造のもの (14) 木造のもの (5) その他のもの (8)〕</p>
<p>2 機械及び装置</p> <p>農業用機械 (歩行型田植機、ミニ耕耘機、乾燥機、籾摺機、肥料散布機など) (7) <u>【注意】乗用の農耕用機械は含まれません。ナンバー未取得のものは税務課にて申請してください。</u> 林業用機械 (造林、伐採、搬出に使用するものなど) (5) 総合工事業用設備 (6) 飲食店用設備 (厨房設備など) (8) 食料品製造業用設備 (10) 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備 (13) 木材又は木製品製造業用設備：家具製造用 (11) 印刷業設備：デジタル印刷システム設備 (4) /製本設備 (7) /その他 (10) など</p>
<p>3 船舶</p> <p>貸しボート (4) 釣り舟 (5) など</p>
<p>4 航空機</p> <p>飛行機 (5~10) ヘリコプター (5) など</p>
<p>5 車両及び運搬具</p> <p>大型フォークリフト (4) 台車金属製 (7) 構内運搬車 (7) その他特殊自動車等で自動車税、軽自動車税の課税対象でないもの</p>
<p>6 工具・器具及び備品</p> <p>自動販売機 (5) 事務机・ロッカー・キャビネット金属製 (15) 電子計算機 (4又は5) コピー機 (5) 応接セット (8) テレビ・カラオケ (5) レジスター (5) 看板 (5又は10) 冷蔵庫・洗濯機 (6) 金庫 (20) 冷暖房機器 (6) 理容美容機器 (5) 消火器 (10) 電話機・交換機 (10) アンプ・スピーカー (6) ネオンサイン (3) 陳列棚 (8) 金属骨格ビニールハウス (10) 椎茸ほだ木 (3) など</p>

◆中古取得した資産の耐用年数

① 見積りによる耐用年数

使用可能な期間を合理的に見積もって決めます。

② 簡便法による耐用年数

- 法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数×20%
- 法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数－経過年数＋(経過年数×20%)

いずれも、算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。ただし、2年未満となった場合は、耐用年数を2年とします。

償却資産 耐用年数に応ずる減価率表 (抜粋)

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中 1-r/2	前年前 1-r			前年中 1-r/2	前年前 1-r			前年中 1-r/2	前年前 1-r
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	40	0.056	0.972	0.944
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	45	0.050	0.975	0.950
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	55	0.041	0.979	0.959
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	60	0.038	0.981	0.962
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	65	0.035	0.982	0.965
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	70	0.032	0.984	0.968
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	75	0.030	0.985	0.970
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	80	0.028	0.986	0.972
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	85	0.026	0.987	0.974
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	90	0.025	0.987	0.975
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	95	0.024	0.988	0.976
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	100	0.023	0.988	0.977
				30	0.074	0.963	0.926				

※『固定資産評価基準』より。固定資産税（償却資産）に係る減価率（減価残存率）

所得課税（所得税・住民税の事業所得、法人税等）との違い

	所得課税の減価償却	固定資産税（償却資産）
計 算 期 間	事業年度	暦年（賦課期日時点）
減 価 償 却 の 方 法	定率法、定額法の選択制 （建物、構築物、建物附属設備は定額法のみ） ※定率法の適用には届け出が必要です。 ※取得時期により、償却方法（計算方法）が異なります。	『固定資産評価基準』※に定められた減価率による ※地方税法第388条に基づき、総務大臣が告示する評価方法
前年中取得資産の償却方法	月割り償却	取得月に関わらず、半年償却
圧 縮 記 帳	認められます。	認められません。【申告対象資産】
特別償却、割増償却、即時償却（租税特別措置法）	認められます。	認められません。【申告対象資産】
中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められます。	認められません。【申告対象資産】
償 却 限 度 額 （評価額の最低限度額）	1円（備忘価額）	取得価額の5%

